

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月16日

【会社名】 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク
(The Goldman Sachs Group, Inc.)

【代表者の役職氏名】 会長兼首席経営執行役員 ロイド・C・ブランクファイン
(Lloyd C. Blankfein, Chairman and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国10282 ニューヨーク州ニューヨーク、ウェ
スト・ストリート200
(200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 牧 野 達 彦
弁 護 士 柴 田 育 尚
弁 護 士 沖 上 隼 仁

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注)

- (1) 本書中「当社」とあるのは、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびその連結子会社を指すものとする。
- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル=112.84円の換算率(平成30年1月5日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値)により換算されている。

1 【提出理由】

当社は、当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2017年12月22日

(2) 当該事象の内容

2017年12月22日、米国において減税および雇用法（原文：Tax Cuts and Jobs Act）（「本税法」）が制定されました。本税法は、とりわけ法人税率の引き下げ、源泉地国課税の実施、および国外子会社のみなしレパトリエーション所得へのレパトリエーション税の課税により、米国の法人税を大幅に改正するものです。

当社は、現在入手可能な情報に基づき、本税法の制定により、当社連結会社の2017年12月終了四半期および2017年12月終了事業年度の利益が約50億ドル（5,642億円）減少するものと見込んでいます。この減少額のうち、約3分の2がレパトリエーション税によるものであり、残りは源泉地国課税の実施の影響と引き下げられた法人税率での米国繰延税金資産の再測定によるものを含みます。

本税法の影響は、とりわけ当社の解釈および前提の変更、発行される可能性のある指針、ならびに本税法制定の結果当社が講じ得る措置により、上記の予測とは（場合により大幅に）異なるものになる可能性があります。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

上記(2)に記載のとおり、2017年12月終了四半期および2017年12月終了事業年度の収益が約50億ドル（5,642億円）減少することが見込まれています。